

## 広島県告示第二百二十八号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定によって、国際拠点港湾広島港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和七年三月二十一日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島港湾振興事務所港営課において縦覧に供する。

令和七年三月六日

広島港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

### 一 国際拠点港湾広島港放置等禁止区域

#### 1 的場川入江地区

##### (一) 区域の範囲

基点一から基点三までの各点を順次結んだ線及び基点一と基点三を基点一から西側の水際線に沿って結んだ線により囲まれた区域

##### (二) 点の位置（点の位置表示角度は真北方向による。）

基準点 広島市南区の国土地理院三等三角点「向洋」（北緯三四度二一分五七七秒七九〇六、東経一三二度三〇分四五秒三八五九、標高四二・二メートル）

基点一 基準点から六〇度二四分一六秒の方向四〇九・八メートルの点

基点二 基点一から一四五度〇〇分〇〇秒の方向七〇・六二メートルの点

基点三 基点二から一六八度五七分一三秒の方向一六・七五メートルの点

#### 2 船越南周辺地区

##### (一) 区域の範囲

基点一から基点四までの各点を順次結んだ線、基点四と基点五を基点四から北側の水際線に沿って結んだ線、基点五から基点七までの各点を順次結んだ線及び基点七と基点一を基点七から東側の水際線に沿って結んだ線により囲まれた区域

##### (二) 点の位置（点の位置表示角度は真北方向による。）

基準点 安芸郡海田町の国土地理院四等三角点「海田」（北緯三四度二一分四〇秒九三五八、東経一三二度三一分三六秒三一七八、標高二・六二メートル）

基点一 基準点から二九五度四分三六秒の方向七一六・八六メートルの点

基点二 基点一から二〇一度一〇分二七秒の方向三二二・九六メートルの点

基点三 基点二から二三六度一五分二六秒の方向四四・二六メートルの点

基点四 基点三から二九九度四六分四〇秒の方向三六三・九一メートルの点

基点五 基準点から二九六度一〇分四九秒の方向九五八・五八メートルの点

基点六 基点五から一三四度〇〇分〇〇秒の方向五三・〇一メートルの点

基点七 基点六から四六度〇〇分〇一秒の方向七・〇〇メートルの点

#### 3 矢野地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点五までの各点を順次結んだ線、基点五と基点六を基点五から東側の水際線に沿って結んだ線、基点六から基点七を結んだ線、基点七と基点八を基点七から北側の水際線に沿って結んだ線、基点八から基点九を結んだ線、基点九と基点一〇を基点九から北側の水際線に沿って結んだ線、基点一〇から基点一一を結んだ線、基点一一と基点一二を基点一一から西側の水際線に沿って結んだ線、基点一二から基点一三を結んだ線及び基点一三と基点一を基点一三から東側の水際線に沿って結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置(点の位置表示角度は真北方向による。)

基準点 広島市安芸区の国土地理院四等三角点「矢野駅前」(北緯三四度二〇分五八秒九五五九、東経一三二度三一分五七秒八六三三、標高四四・九七メートル)

- 基点一 基準点から三一七度四一分四九秒の方向八五七・六五メートルの点
- 基点二 基点一から五八度〇〇分〇秒の方向一〇八・〇一メートルの点
- 基点三 基点二から五九度一四分三一秒の方向一一六・八六メートルの点
- 基点四 基点三から一五一度一六分一〇秒の方向二四・一〇メートルの点
- 基点五 基点四から一〇〇度一六分三〇秒の方向五六・一五メートルの点
- 基点六 基準点から六度二五分一四秒の方向四二七・七九メートルの点
- 基点七 基点六から二一〇度四八分四六秒の方向一一・七〇メートルの点
- 基点八 基準点から三〇九度〇二分五七秒の方向三一七・五三メートルの点
- 基点九 基点八から一六九度五八分五四秒の方向一・六五メートルの点
- 基点一〇 基準点から二九四度四二分〇八秒の方向三六二・六一メートルの点
- 基点一一 基点一〇から一六八度三七分五二秒の方向一四・〇七メートルの点
- 基点一二 基準点から二七〇度三九分〇〇秒の方向九八八・二〇メートルの点
- 基点一三 基点一二から三五八度五三分一七秒の方向七・〇四メートルの点

4 元宇品地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点四までの各点を順次結んだ線及び基点四から基点一を基点四から北側の水際線に沿って結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置(点の位置表示角度は真北方向による。)

基準点 広島市南区の国土地理院四等三角点「元宇品」(北緯三四度二〇分四〇秒五二七五、東経一三二度二七分三六秒二五六七、標高五二・〇二メートル)

- 基点一 基準点から八九度五五分四八秒の方向三九五・〇六メートルの点
- 基点二 基点一から七八度五八分五二秒の方向一〇三・三二メートルの点
- 基点三 基点二から一七〇度三四分三一秒の方向一一〇・五七メートルの点
- 基点四 基点三から二五八度五三分一五秒の方向一二六・六三メートルの点

二 国際拠点港湾広島港放置等禁止物件

1 元宇品地区

船舶並びに当該船舶の係留の用に供する工作物

2 1以外の地区

漁船及び業務用船舶以外の船舶並びに当該船舶の係留の用に供する工作物